

第197回 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年 6月27日 (火)
午前10時 開始 (午前9時半 開場)

場所

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
中央区立日本橋公会堂
4階ホール

末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

株主総会に当日ご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



郵送



インターネット

郵送・インターネットによる議決権行使期限は
平成29年 6月26日 (月) 午後5時到着分までです。

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
招集ご通知提供書面	
事業報告	9
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	39
ご案内図	末尾



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<http://srdp.jp/3202/>



ダイトウボウ株式会社

証券コード：3202

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第197回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当社グループの第197期の業績は、創立120周年の節目にあたり新たにスタートさせました中期経営計画「Bridge to the Future～未来への架け橋～」に基づく経営戦略を推し進めました結果、前期に実施いたしました繊維・アパレル事業の構造改革に伴う減収がありましたものの、粗利率の改善効果や販売管理費の削減効果により繊維・アパレル事業セグメントの営業損益が10期ぶりに黒字化したことや堅調な商業施設事業に支えられ、営業利益以下の各段階で前期比増益の決算となりました。

また、当期は120周年事業の一環として社名をダイトウボウ株式会社に改めるとともに、当社株式の魅力を高める等の観点から株主優待制度を導入するなど、様々な新しい改革に取り組むことが出来ました。

これらは、ひとえに株主の皆様のご理解とご支援の賜物でございます。ここに改めて深く感謝申し上げます。

今後は、引き続き、全社一丸となって経営諸施策に取り組み、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



ダイトウボウ株式会社
代表取締役社長 山内 一裕
平成29年5月

証券コード 3202
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番1号
ダイトウボウ株式会社
代表取締役社長 山内 一裕

第197回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第197回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださるか、または後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁から4頁）をご参照のうえ、インターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|------|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月27日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号
中央区立日本橋公会堂4階ホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第197期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 |

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇お土産用の粗品をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daitobo.co.jp>) に掲載し、提供しております。
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daitobo.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<http://srdp.jp/3202/>



4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者の選任に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員会は、各候補者に関して、深い専門知識、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当事業年度における業務執行状況および業績等を踏まえ、企業価値向上に貢献が期待されることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断しております。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 やま うち かず ひろ 山 内 一 裕 (昭和32年1月5日生)	昭和54年4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社 平成14年2月 中央三井信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社) 人事企画部長 平成16年1月 同社大阪支店営業第二部長 平成19年1月 同社新宿西口支店長 平成21年6月 当社取締役経営企画部長 平成22年8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長 平成24年6月 当社専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当 平成25年7月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当 平成27年6月 当社代表取締役社長（現任） 上海大東紡織貿易有限公司 董事長（現任） （現在に至る）	44,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	 <p>のむらとしやす 野村利泰 (昭和27年2月27日生)</p>	<p>昭和49年3月 当社入社 平成14年4月 当社機能繊維事業部長 平成16年4月 当社繊維事業本部副本部長 平成17年5月 新潟大東紡株式会社取締役社長 平成19年5月 大東紡寝装株式会社取締役社長 平成23年10月 当社営業本部機能繊維営業部長 平成24年6月 当社取締役営業本部機能繊維営業部長 平成25年6月 当社取締役副社長 平成26年2月 当社取締役副社長 ヘルスケア事業本部長 平成26年6月 当社代表取締役副社長 ヘルスケア事業本部長 平成27年4月 当社代表取締役副社長 ヘルスケア事業・繊維・アパレル事業管 掌 平成27年6月 当社代表取締役副社長（現任） （現在に至る）</p>	36,000株
3	 <p>のみえだしょうご 三枝章吾 (昭和44年2月12日生)</p>	<p>平成2年4月 当社入社 平成22年9月 当社管理部経理グループ長 平成24年6月 当社経営管理本部経営企画部長 平成27年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長 内部統制担当（現任） （現在に至る）</p>	7,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	 <p data-bbox="264 597 506 672">さわだやすのぶ 澤田康伸 (昭和28年1月9日生)</p>	<p data-bbox="536 204 1171 612">昭和51年4月 労働省(現厚生労働省)入省 平成元年1月 A.T.Kearney, Inc.(現A.T.カーニー株式会社)入社 東京事務所配属 平成9年10月 同社ディレクター・オブ・プラクティスマネジメント 平成14年4月 エンタープライズ・アイ・ジー・ジャパン株式会社(現Brand Union/WPPグループ) エグゼクティブ・ディレクター 平成15年7月 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (現在に至る)</p>	0株

- (注) 1. 各取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤田康伸氏と当社は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1)候補者番号1 山内一裕氏は、当社の代表取締役社長として、過去2期にわたり強いリーダーシップのもとグループ全体を率いている実績と、経営全般に関する高い見識と豊富な経験を有していることから、今後も当社の経営に不可欠の人材であり、当社取締役候補者として相応しいと判断したためであります。
- (2)候補者番号2 野村利泰氏は、当社の代表取締役副社長として営業部門・製造部門全体を統括し経営を担ってきている実績と、入社以来の豊富な実務経験と社内外の幅広い人脈を有していることから、今後も当社の経営に不可欠の人材であり、当社取締役候補者として相応しいと判断したためであります。
- (3)候補者番号3 三枝章吾氏は、当社の取締役として経営管理・内部統制などの管理部門全般を統括してきている実績と、経理・経営企画に関する深い知見を有していることから、当社取締役候補者として相応しいと判断したためであります。
- (4)候補者番号4 澤田康伸氏は、当社の筆頭社外取締役として社外役員会議の議長を務めるなど、現任のコンサルティング会社代表者としての豊富な経験に裏打ちされた幅広い知見と高い見識を活かし、当社経営に関して様々な観点からの意見・アドバイスを受けるなど当社経営執行の監督機能強化について中心的な役割を果たしてきており、社外取締役候補者として相応しいと判断したためであります。
- 同氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
- なお、澤田康伸氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

【当社が定める独立性判断基準】

次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有していると判断しております。

- ① 当社または当社子会社の業務執行者
- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ③ 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑤ 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- ⑥ 当社の取引先（上記②、③および④のいずれにも該当しないもの）の業務執行者
- ⑦ 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ⑧ 当社が寄付を行っている先の業務執行者
- ⑨ 過去において上記①～⑧のいずれかに該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧に該当する者の配偶者または二親等内の親族

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、きわめて緩和的な金融環境と政府による大型経済対策の効果を背景に、雇用・所得環境が着実に改善するなかで個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな成長が続きました。

事業環境につきましては、緩やかな改善基調となった分野もあったものの、訪日外国人消費の失速や天候不順の影響から、高額品や季節性の衣料・寝具関係などで厳しい分野もありました。

こうした中で、当社グループは、中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」に基づき、「財務体質の強化」「プロパー事業の強固な基盤作り」「利益の底上げ」を最優先課題として取り組みました。

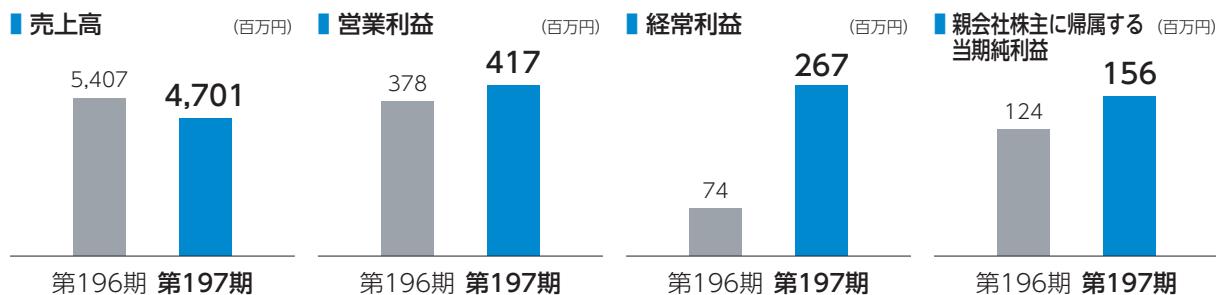
「財務体質の強化」では、平成28年度第1四半期において既存借入金の全額をシンジケートローンで借り換えたことにより長期安定資金を確保するとともに支払利息負担も軽減できたことなどにより、中期経営計画最終年度の目標としている財務諸目標を着実に達成しつつあります。

「プロパー事業の強固な基盤作り」では、商業施設事業におきまして、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」におきまして適宜必要なりニューアル投資に取り組むとともに、キッズ向けを中心とした各種販促イベントを強化し集客力増強に取り組みました。ヘルスケア事業におきましては、Eコマース事業の取扱開始や、当社独自技術を活用したEウール、家庭用温熱電位治療器などのヘルスケア商品の営業力強化に取り組みました。繊維・アパレル事業におきましては、繊維・アパレル事業の構造改革実施後の事業再構築を進め、経費削減や採算性向上に引き続き努めました。さらに、平成29年2月には、アライアンス強化の観点から、商業施設事業とヘルスケア事業のそれぞれにおいて当社の重要取引先との間で資本業務提携を実施し、各事業における強固な基盤作りを進めました。

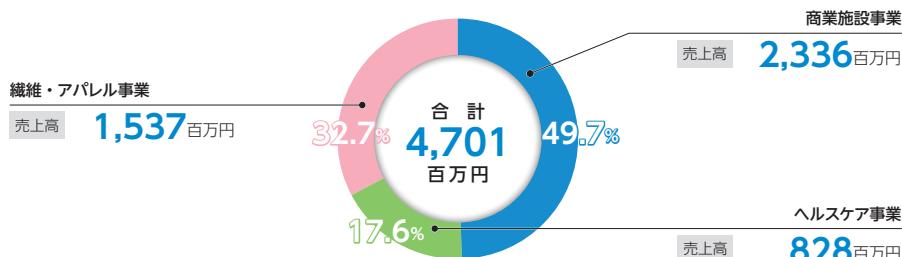
「利益の底上げ」では、前期に実施した「繊維・アパレル事業の構造改革」により売上高は前期比減少となりましたものの、損益面では経費削減や採算性向上の効果により着実に利益の底上げを進めることができました。

この結果、当期の業績につきましては、前期に実施した「繊維・アパレル事業の構造改革」による売上高の減少が響き、売上高は47億1百万円（前期比13.0%減）となりましたものの、粗利率の改善効果や販売管理費の削減効果などにより営業利益は4億17百万円（前期比10.1%増）、経常利益はシンジケートローン実行に伴う当初費用の負担増があったものの、金利負担の削減もあり2億67百万円（前期比257.8%増）となりました。これに、特別損益として、シンジケートローン実行に係る借入金の中途解約損失や中国の縫製事業からの完全撤退に伴う特別損失、中国における商業施設事業の持分譲渡に伴う特別利益などを計上し、さらに繰延税金資産の計上などを加味して法人税等の負担を考慮した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億56百万円（前期比25.0%増）となりました。

なお、誠に遺憾ではございますが、配当につきましては内部留保を高める観点から今年度につきましても見送りとさせていただきたく何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

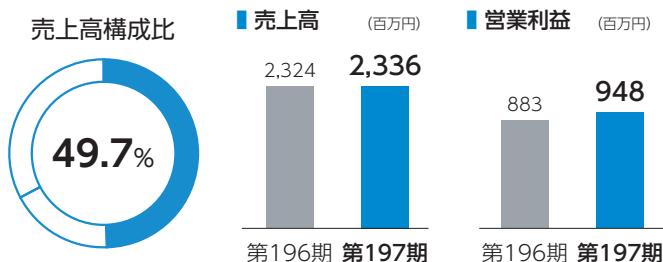


■ 売上高構成比率



セグメントの業績は次のとおりであります。

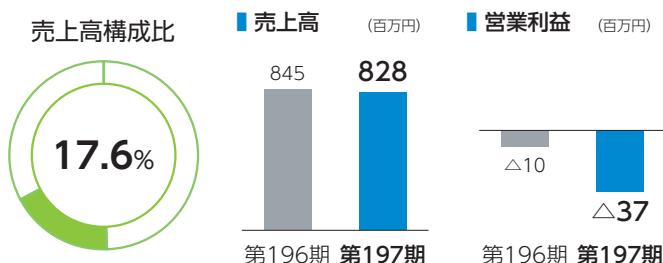
商業施設事業



商業施設事業につきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、ヒット作に恵まれた映画館に加え、テレビ・ラジオなど各種媒体を通じた広告宣伝活動やキッズ向けイベントなどに注力し集客確保に努めました。また、中核テナントの一つである生鮮館のリニューアルに取り組むなど適宜必要な設備投資も実施し競争力の維持向上に取り組んだ結果、売上高は前期を上回りました。

この結果、商業施設事業の売上高は23億36百万円(前期比0.5%増)、減価償却費減少などによる粗利率改善効果もあり営業利益は9億48百万円(前期比7.4%増)となりました。

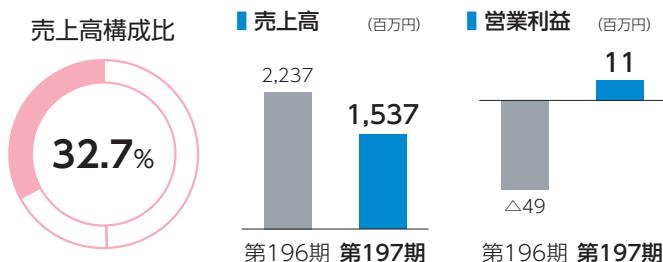
ヘルスケア事業



健康ビジネス部門につきましては、Eウール毛布シリーズが順調に売上を伸ばしたものの、その他の健康寝具関係での対前年の反動減が響き、売上高は前期を下回りました。一般寝装品部門につきましては、訪日需要に伴う業務用寝装品の受注獲得などにより、売上高は前期を上回りました。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は8億2800万円(前期比2.0%減)、原材料費の高止まりによる粗利率の減少や労務費の増加もあり、営業損失は3700万円(前期は営業損失1000万円)となりました。

繊維・アパレル事業



衣料部門につきましては、前期に実施した「繊維・アパレル事業の構造改革」に伴う売上高の減少や、暖冬の影響から秋冬物の売上が伸び悩んだことから、売上高は前期を下回りました。

ユニフォーム部門につきましては、前期大口受注のあった民需ユニフォームの反動減に加え、秋冬の官公庁関係の受注落ち込みがあり、売上高は前期を下回りました。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は15億3700万円(前期比31.3%減)と減収になったものの、構造改革による粗利率の改善と販売管理費の削減効果が大きく、営業利益1100万円(前期は営業損失4900万円)と通期では10期ぶりの黒字転換となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比	構成比
商業施設事業	2,336百万円	+12百万円	49.7%
ヘルスケア事業	828百万円	△17百万円	17.6%
繊維・アパレル事業	1,537百万円	△699百万円	32.7%
合計	4,701百万円	△705百万円	100.0%

② 設備投資の状況
当期中に特記すべき設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況
当期中に特記すべき資金調達は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の動向につきましては、きわめて緩和的な金融環境と政府の経済対策および2020年東京オリンピックに向けた堅調な設備投資動向に加え、雇用・所得環境の改善が進む見込みであることなどから引き続き緩やかな回復基調を維持するものと思われま。ただし、中国や欧州経済の動向、朝鮮半島動向、為替動向など不確実な海外要因については引き続き十分な注意が必要と考えられます。

こうした環境下、当社は中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」に基づき、「財務体質の強化」「プロパー事業の強固な基盤作り」と「利益の底上げ」を最優先課題として取り組み着実に成果を挙げつつあります。さらに、昨今の業績の回復状況や今後の見通しを踏まえ、当社株式の魅力を高め、より多くの皆様に中長期的に保有していただけることを目的として株主優待制度を導入いたしました。

かかる中、次期におきましては、順調な商業施設事業に支えられ引き続き安定的な黒字基調で推移する見通しであることから前期比増収増益の計画となりますものの、昨今の事業環境を踏まえ、想定に比べて伸び悩んでいる繊維・アパレル事業とヘルスケア事業の売上高を保守的に見積もることが妥当と判断し中期経営計画を下方修正することといたしました。

現中期経営計画の修正について

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
現中期経営計画（当初）（百万円）	5,210	480	360	290
見直し後修正計画（百万円）	4,800	420	290	240
現中期経営計画比（百万円）	△410	△60	△70	△50
前期比（百万円）	99	3	23	84

なお、中期経営計画の財務目標（①経常利益率5%以上、②ROE5%以上、③流動比率120%以上、④自己資本比率25%以上）は、引き続き達成出来る見通しに変わりなく修正はありません。

以上を踏まえ、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

- ・財務体質の強化

シンジケートローンにより長期安定資金を調達したことや最終黒字が定着してきていることなどを主因に、財務体質は概ね計画に沿って改善してきております。今後とも財務戦略に則り、各種財務目標の達成に向けて取り組んでまいります。

- ・商業施設事業

静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」におきまして、ライバルを凌駕するポジションを持続させ競争優位を固めることが課題です。そのため、平成29年2月にスタートさせた株式会社シードとの資本業務提携を軸に、次期中期経営計画を睨みつつ、「サントムーン柿田川」の追加開発の検討など新たなステージで商業施設事業を一段と成長させていきたいと考えております。

- ・ヘルスケア事業

当社の事業戦略である「健康長寿社会への貢献をテーマに取引先とのアライアンスを含めた協業を推進する」との方針に則り、平成29年2月に100年以上の業歴を有する医療機器メーカーである伊藤超短波株式会社と資本業務提携をスタートさせました。今後は、資本業務提携を軸に据えて、ペット関連のヘルスケアや医療機器分野への本格的参画など、次期中期経営計画を睨んだ新しいヘルスケア事業分野の開拓も推進していきたいと考えております。また、当社の強みである国内グループ工場活用によるJapanクオリティの訴求や当社技術を基にしたEウールなどの機能性素材を一層活用して取り組んでいく考えでございます。

- ・繊維・アパレル事業

構造改革後の事業再構築により成長軌道に乗る準備を進めており、構造改革に伴う経費削減効果により10期ぶりのセグメント営業損益の黒字化を達成いたしました。今後は、祖業の毛織物に由来するニット事業やユニフォーム事業での売上高伸長に向け営業力強化を進めるとともに、引き続き経費を抑制し利益率を維持向上させるべく取り組む考えでございます。

・コーポレートガバナンス・コードに沿った経営推進

株主を始めとするステークホルダーの立場を踏まえて、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を推進します。当社は平成28年6月に監査等委員会設置会社に移行しており、そのチェック機能を十分に活かした経営推進を行う考えでございます。

・人材戦略

HRミッション（社会的人材の育成に対する企業の使命）への取り組みを進め、当社事業ひいては社会に貢献できる人材を育成する考えであり、特に若手や女性戦力の活用や経営人材の育成に関する取り組みを強化いたします。

以上のとおり、当社グループは、120年間にわたり脈々と受け継がれた経営理念である「進取の精神」と世の為人の為に尽くす「自利利他の心」を柱に、グループ一丸となって、中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」を推進し、企業価値の一層の向上に邁進する所存でございますので、株主の皆様には倍旧のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 194 期 (平成26年3月期)	第 195 期 (平成27年3月期)	第 196 期 (平成28年3月期)	第 197 期 (平成29年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	7,548	5,937	5,407	4,701
営業利益 (または営業損失△) (百万円)	377	△232	378	417
経常利益 (または経常損失△) (百万円)	77	△519	74	267
親会社株主に帰属する当期純利益 (または親会社株主に帰属する当期純損失△) (百万円)	27	△644	124	156
1株当たり当期純利益 (または1株当たり当期純損失△) (円)	0.93	△21.52	4.17	5.21
総 資 産 (百万円)	20,778	20,405	18,996	19,093
純 資 産 (百万円)	4,429	4,150	4,300	4,329
1株当たり純資産額 (円)	147.98	138.65	143.66	144.63
有利子負債額 (百万円)	9,324	9,250	9,135	9,324

(4) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業内容	主要製品・サービス
商業施設事業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ヘルスケア事業	寝装品等の製造・販売
繊維・アパレル事業	アパレル製品（衣料品、ユニフォーム）等の製造・販売

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大東紡エステート株式会社	30百万円	100.0%	商業施設の運営・管理
新潟大東紡株式会社	10百万円	100.0%	寝装品製造・販売
上海大東紡織貿易有限公司	45万米ドル	100.0%	衣料品販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 株式会社ロッキンガムペントは平成28年7月に特別清算を結了しました。

(6) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

区分	所在地
当社	東京都中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市
上海大東紡織貿易有限公司	中国上海市

(注) 株式会社ロッキンガムペントは平成28年7月に特別清算を結了しました。

(7) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業施設事業	29 (0) 名	△1 (±0) 名
ヘルスケア事業	34 (4) 名	+2 (±0) 名
繊維・アパレル事業	19 (1) 名	±0 (△28) 名
全社 (共通)	19 (2) 名	△1 (±0) 名
合計	101 (7) 名	±0 (△28) 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50 (4) 名	△1 (△1) 名	44.9歳	15.1年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	9,146百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社静岡銀行をコ・アレンジャーとするシンジケート団5行 (株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社新銀行東京) による協調融資によるものです。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,000,000株
- ③ 株主数 7,011名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
三井住友信託銀行株式会社	838千株	2.79%
肥 田 篤	570	1.90
楽天証券株式会社	557	1.86
株式会社デベロッパース信	550	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	541	1.80
株式会社シーード	501	1.67
小 泉 芳 夫	499	1.66
株式会社SBI証券	403	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	395	1.31
日本証券金融株式会社	373	1.24

(注) 持株比率は自己株式（67,698株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度中に発行した新株予約権の状況

- ①発行した新株予約権の数
80個
- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 80,000株
- ③新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たり70,000円（1株当たり70円）
- ④新株予約権の行使価額
新株予約権1個当たり1,000円
- ⑤新株予約権の行使期間
平成31年12月5日から平成36年12月4日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	60個
当社執行役員	2名	20個

(3) 会社役員状況

① 取締役状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	執行役員地位、担当および重要な兼職の状況
※ 取締役 社長	山 内 一 裕	上海大東紡織貿易有限公司 董事長
※ 取締役 副社長	野 村 利 泰	
取 締 役	三 枝 章 吾	執行役員 経営管理本部長 内部統制担当
取 締 役	澤 田 康 伸	ヴィブランド・コンサルティング株式会社 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	加久間 雄 二	
取締役（監査等委員）	飯 沼 春 樹	飯沼総合法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	鏡 高 志	税理士法人高野総合会計事務所、高野総合コンサルティング株式会社 パートナー 公認会計士
取締役（監査等委員）	奥 村 秀 策	

(注) 1. ※は代表取締役であります。

- 平成28年6月24日付で青木寛繁氏および菊地広明氏が取締役を退任し、青木寛繁氏は同日付で執行役員に就任いたしました。
- 平成28年6月24日付で加久間雄二氏、飯沼春樹氏、鏡 高志氏および奥村秀策氏が取締役（監査等委員）に就任いたしました。
- 監査等委員加久間雄二氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、かつ、経理部門の長としての経験も豊富であることから、経理・財務に関する高い知見と見識を有するものであります。
- 取締役澤田康伸氏、取締役飯沼春樹氏、取締役鏡高志氏および取締役奥村秀策氏は、社外取締役であります。なお、当社は澤田康伸氏、飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
- 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに社内監査部門との十分な連携を可能とすべく、加久間雄二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 平成29年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	青 木 寛 繁	アパレルファッション・ユニフォーム事業本部長
執 行 役 員	飯 田 互	商業施設事業本部長 大東紡エステート株式会社取締役社長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役の報酬の決定に関する方針

取締役の報酬の決定につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営陣としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲を超えないことを前提に、取締役会で決定することとしております。

区 分	支 給 人 員	金 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち 社 外 取 締 役)	6名 (1)	39百万円 (5)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	4 (3)	13 (8)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	3 (1)
合 計	13	56

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額72百万円以内（うち社外取締役の報酬枠10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第173回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与10百万円を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査等委員会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査等委員会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 澤田 康 伸	18回	100%	—	—
取締役 (監査等委員) 飯沼 春 樹	14回	100%	10回	100%
取締役 (監査等委員) 鏡 高 志	14回	100%	10回	100%
取締役 (監査等委員) 奥村 秀 策	14回	100%	10回	100%

・取締役会および監査等委員会における発言状況

各取締役は、議案審議等につき、自らの豊富な実務経験と幅広い見識および各々の専門的見地から助言・提言を積極的に行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

(注) 平成28年6月24日開催の第196回定時株主総会において東陽監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

② 報酬等の額

	東陽監査法人	有限責任監査法人 トーマツ	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円	2百万円	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円	2百万円	30百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受け、た上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案して、再任・不再任の決定を行う方針です。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① **取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ・当社および子会社（以下 当社グループ）は、ダイトウボウグループ行動規範およびコンプライアンス基本規程に基づき、健全な企業風土を育成・確立し健全な行動規範や職務権限等の整備・運用を推進するものとする。また必要に応じコンプライアンス研修会を実施することで社員への周知徹底を行う。
 - ・重要な法務的課題およびコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
 - ・内部監査規程に基づき、ラインから独立した会社業務監視機関として内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者とし、当社グループ対象に内部監査を行い、当社グループ統制機能の強化を図るものとする。
 - ・取締役は、当社グループ内において他の取締役や使用人の重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会（または選定監査等委員。以下同じ）に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - ・使用人が当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることを発見した場合に、所定の社内部署に通報する内部通報規程を制定しており、通報者は匿名も可とし、また、当該者に対し不利益な扱いを行わない、通報内容は秘守することなどを定め、活用を推進している。
 - ・監査等委員である取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- ・当社グループの情報管理については、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理する。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ・当社グループの業務執行に係るリスクについて監査を通じて分類・分析し、各々のリスク管理を適正に行う。また、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在

化の防止のために、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役および部長以上の役職者を構成員とする「内部統制委員会」を設置し、具体的な対策を講じる体制としている。

- ・大地震等発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役により構成される取締役会にて、経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する。取締役会は原則として月1回開催し、経営上重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなど取締役の業務執行を適切に監督する体制としている。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員制度を導入しており、経営の監督機能と業務執行機能を区分する体制としている。これらにより、業務執行の迅速化・効率性を高めるとともに、組織規程、業務分掌規程、権限規程および執行役員規程において、グループ各社を含めそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、経営を監督する取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保している。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの経営管理については、関係会社業務規程に従い運営管理を行うものとし、子会社の職務の執行に係る事項を報告する場として、原則月1回の業務報告会など、適宜会議を開催することとしている。また、子会社における損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制、および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、内部監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役および当社の取締役に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するための事務局として、監査等委員会室を設置し専任の使用人1名と兼任の使用人1名を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
上記の他、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は内部監査部門を中心に人選を行い、その任に当てるものとする。

また当該使用人は、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く）その他の当社の役職者からの指揮命令、制約を受けないことを定めている。

監査等委員会の監査にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く）と使用人は、監査等委員の指示に従い、誠実に協力する体制を整備している。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- ・代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ・取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令および社内規則に従い、直ちに監査等委員会に報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人に対して報告を求めることが出来るものとする。
- ・監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席する。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員または使用人にその説明を求めることが出来るものとする。
- ・監査等委員会は、内部監査室と定期的に開催される内部監査連絡会において情報交換を行う。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員会の監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算措置しなければならない。
- ・監査等委員会は、当社の会計監査人である東陽監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

⑧ 監査等委員会等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会、監査等委員である取締役または社外取締役に報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならないことを内部通報規程に明確に定めている。また、その旨を当社グループの取締役および使用人に適宜周知している。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員会がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

・基本的な考え方

- ア. 当社は、反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求に対してはこれを拒絶するとともに、いかなる理由があろうとも資金提供は絶対行わない。反社会的勢力および団体による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- イ. 当社は、取引相手が反社会的勢力および団体またはその関係者であると判明した時点あるいはその疑いが生じた時点で、当該取引を即時中止する。

・整備状況

- ア. 総務担当部署を対応窓口とし、不当要求防止責任者を選任している。
- イ. 反社会的勢力および団体による不当要求への対応マニュアルを作成している。
- ウ. 行動規範、就業規則およびコンプライアンス基本規程に、反社会的勢力および団体排除に向けた基本的考え方を追加している。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループは、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、内部監査規程および監査等委員会規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を定期的に行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適正な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況は以下のとおりであります。

- ①ダイトウボウグループ行動規範に基づいた実践がされていることを取締役会にて確認・報告することとしており、問題なく運用されております。

コンプライアンスに係る事象について顧問弁護士に相談することとしており違反行為を未然に防止するとともに、コンプライアンス研修会の一環として情報セキュリティ研修会を実施し社員への周知・徹底を行いました。また、コンプライアンス違反事例などを発見した者が監査等委員会などに報告を行っても不利益な取り扱いを受けないとの内部通報規程の内容についても社員に周知徹底を行いました。

内部監査規程などに基づき、内部監査室が業務監視の観点から業務執行部署への原則月1回の内部監査を実施するとともに、金融商品取引法の定めに従い財務報告に係る内部統制監査を行いました。

- ②マイナンバー制度導入やヘルスケア事業本部におけるEコマース事業開始にあたり個人情報保護に関する情報管理ルールを定め、適切かつ確実に情報管理を行いました。
- ③災害発生時を含むリスク管理全般について取締役、監査等委員、各事業本部の主要メンバーを構成員とする内部統制委員会を毎月1回開催し、様々なリスクの分類・分析を行い、必要に応じて対応策を策定しました。
- ④当社は平成28年6月の定時株主総会后に監査等委員会設置会社に移行し、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の計8名により取締役会を構成し、監査等委員である取締役4名により監査等委員会が構成されています。当連結会計年度内に取締役会18回、監査等委員会10回を開催し、経営上重要な事項の審議・報告等を行い、適切に経営を監督しました。また、執行役員制度を導入しており、迅速で効率的な業務執行に努めました。
- ⑤当社グループの経営管理に関しましては、グループ統括部を中心に関係会社業務規程に基づいて運営管理を適切に行い、原則毎月1回の業務報告会を実施しました。また、内部監査室により、年1回の国内子会社の内部監査を実施し適切に運営されていることを確認しました。
- ⑥監査等委員会の職務を補助するための組織として監査等委員会室を設置のうえ専任の室長1名および兼任の担当1名を配属し、監査等委員会の円滑な職務遂行を支援しました。
- ⑦代表取締役は原則月1回の監査等委員会との定期的な打ち合わせを行い、経営上の課題等について幅広く意見交換を行いました。また、常勤の監査等委員である取締役は、月1回の部長会のほか重要な会議に原則出席するとともに、監査等委員である取締役は重要な稟議書などの文書を閲覧するなどにより、業務の意思決定過程や業務執行の状況の把握に努めました。さらに、監査等委員会は、内部監査室と月1回内部監査連絡会を開催し、内部監査の結果報告等を受け、随時、会計監査人である東陽監査法人と会議を行い、情報交換などの連携を図りました。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた考え方を周知するとともに、弁護士・警察等と定期的な情報交換を行い緊密な連携に努めました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為（下記③. イで定義される。以下同じである。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益については株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値および会社の利益については株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社取締役会は、下記の取組みは、下記ア記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益については株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

ア. 当社の企業価値の源泉について

当社は、日本で最初の毛織会社として、三井家始め東京の財界有力者による出資を得て明治29年（1896年）2月に設立されました。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に永年に渡り貢献してまいりました。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や前回の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げました。また、昭和40年代には、紳士スーツの量産体制を整え、米国有力ブランドとも提携するなど、アパレル業界の発展にも広く関わってまいりました。さらに、平成に入り、中国の有力企業集団である杉杉集団と合併で紳士スーツ製造工場を設立するなど中国での繊維事業に進出し、また、平成20年にはニット事業に強みを有した株式会社コスモエイの提案型OEM事業を譲り受け、新たにニット企画営業にも乗り出しました。特に、今後の繊維アパレル事業を支えていくことを期待している事業である「ユニフォーム事業」「生産管理型O

EM事業」「ニット企画営業」は、こうした歴史の中で育ててきた事業群であります。なお、その後の国内繊維産業の低迷を背景に、平成14年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖するなど、必要に応じて、リストラ策についても断行してまいりました。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型の大型商業施設「サントムーン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業となるまでに育成してきています。

また、昭和55年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、平成2年から平成3年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製販一体事業として長年にわたり取り組んでまいりました。その後、平成26年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設しております。

当社は、平成28年4月からスタートさせる中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」に基づく経営戦略を進めることとしており、約120年の歴史に裏打ちされた実績および将来に向けた新たな視点に基づき、長期持続的かつ安定的な成長を目指していく所存であります。

新たな中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」では、財務体質の強化に着手するとともに、プロパー事業の強固な基盤作りと利益の底上げを最優先課題に取り組み、株価向上も十分に意識して経営を進めてまいります。

商業施設事業におきましては、ライバルを凌駕するポジションを持続させ競争優位を固めることを基本戦略といたします。ヘルスケア事業におきましては、健康長寿社会への貢献をテーマに取引先とのアライアンスを含めた協業を推進することを基本戦略といたします。また、繊維・アパレル事業におきましては、構造改革後の事業再構築により成長軌道に乗る準備を進めることを基本戦略といたします。

当社グループは、120年間にわたり脈々と受け継がれた経営理念である「進取の精神」と世の為人の為に尽くす「自利利他の心」を柱に、グループ一丸となって、中期経営計画「Bridge to the Future ～未来への架け橋～」を完遂し、企業価値の一層の向上に邁進する所存でございます。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育てていくことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えております。

イ. コーポレート・ガバナンスの状況について

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本的な考え方とし、以下のガバナンス体制を整備しております。また、コーポレート・ガバナンスの向上を目指して、コンプライアンス、リスク管理の徹底に努めるとともに、株主を始めとするステークホルダーの立場を踏まえた透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことに努め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な対応を推進していくこととしております。

(取締役会)

経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する機関として位置付けており、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名（うち独立社外取締役1名）と監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）の計8名の取締役で構成しております。取締役会は原則毎月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなどの、取締役の業務執行を適切に監督する体制となっております。

(監査等委員会)

監査等委員会は監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）で構成されております。監査等委員会は、常勤の監査等委員を1名置き、原則月1回の監査等委員会を開催し、取締役の業務執行を監査し、監査報告を作成します。監査等委員である取締役は取締役会、監査等委員会に原則出席するとともに、常勤の監査等委員である取締役は、部長会など社内の重要な会議にも出席することで、内部統制システムを通じて遵法性および妥当性に関する監査を行い、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室とは、適宜意見交換を行うほか月1回の内部監査連絡会を定期的に行っており、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時協議・検討の機会を持つことで緊密な連帯を保っております。

(社外役員会議・諮問委員会)

外部の新しい視点から、当社の持続的成長と企業価値向上のために有用な助言や経営監督に関する提言を活発に議論する場として、4名の独立社外取締役のうち1名を筆頭社外取締役としたうえで独立社外取締役のみで構成する社外役員会議を設置しております。また、取締役等の経営幹部の指名・報酬などの重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な助言を得る場として、取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会を設置しております。

(内部統制委員会)

内部統制委員会は、平成28年6月の監査等委員会の設置に合わせ、従前の内部管理強化委員会を発展させた組織として設置したもので、原則月1回開催しております。社長が委員長、内部監査室長が運営事務局を務め、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役のほか部長以上の役職者が出席し、幅広くリスク管理に関する事項や内部統制に関する事項の現況および課題について協議・報告しております。

(部長会)

取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、常勤の監査等委員である取締役および部長以上の役職者で構成する部長会を月1回開催し、経営方針に関する重要な案件や業務執行に関する重要な事項の検討を行っております。また、グループ会社については、原則月1回、業務進捗に関する報告会を開催しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

ア. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社は、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記イで定義される。以下同じ。）および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えているので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方にたち、平成27年5月19日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という。）の導入を決定し、平成27年6月25日開催の当社第195回定時株主総会にて、本プランの導入は株主の皆様により承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

イ. 本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね、当社の株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」という。）であり、本プランは大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」という。）に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様にご提案を提示するなどの対応を行うための手続きを定めております。

ウ. 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続きに従うことを要請するとともに、かかる手続きに従わない場合や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものであります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」という。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様にご交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

エ. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続きが遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しています。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任し、選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結するものとします。

- ①現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
- ②現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
- ③当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
- ④当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
- ⑤当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
- ⑥企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

オ. 情報開示

当社は、本プランに基づく手続きを進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動・不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

④本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものでもないと考えています。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- イ. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること
- ウ. 株主意思を重視するものであること
- エ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- オ. 合理的な客観的要件を設定していること
- カ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- キ. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(注) 本事業報告の記載数字は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

なお、持株比率のみは表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,022,133	流動負債	1,523,259
現金及び預金	1,678,627	支払手形及び買掛金	384,203
受取手形及び売掛金	480,554	短期借入金	338,400
たな卸資産	461,982	未払法人税等	29,762
繰延税金資産	60,785	賞与引当金	32,481
その他	341,293	株主優待引当金	16,338
貸倒引当金	△1,110	その他	722,073
固定資産	16,071,652	固定負債	13,240,938
有形固定資産	15,701,243	長期借入金	8,807,800
建物及び構築物	6,166,885	リース債務	152,183
土地	9,339,792	預り保証金	1,755,888
リース資産	168,982	繰延税金負債	279
その他	25,581	再評価に係る繰延税金負債	2,211,637
無形固定資産	9,417	退職給付に係る負債	260,227
投資その他の資産	360,992	資産除去債務	52,923
投資有価証券	280,920	負債合計	14,764,197
破産更生債権等	90,173	(純資産の部)	
その他	76,531	株主資本	△661,897
貸倒引当金	△86,632	資本金	1,500,000
資産合計	19,093,785	資本剰余金	503,375
		利益剰余金	△2,658,134
		自己株式	△7,138
		その他の包括利益累計額	4,990,863
		その他有価証券評価差額金	△8,352
		繰延ヘッジ損益	445
		土地再評価差額金	4,993,002
		為替換算調整勘定	5,767
		新株予約権	622
		純資産合計	4,329,588
		負債純資産合計	19,093,785

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,701,997
売上原価		3,432,247
売上総利益		1,269,750
販売費及び一般管理費		852,681
営業利益		417,068
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	5,586	
持分法による投資利益	12,313	
その他	55,489	73,470
営業外費用		
支払利息	123,640	
その他	99,297	222,937
経常利益		267,602
特別利益		
出資金売却益	109,743	109,743
特別損失		
関係会社出資金売却損	121,977	
繰上返済精算金	107,257	229,234
税金等調整前当期純利益		148,111
法人税、住民税及び事業税	57,143	
法人税等調整額	△65,112	△7,968
当期純利益		156,079
親会社株主に帰属する当期純利益		156,079

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	1,500,000	503,375	△2,812,168	△7,033	△815,826
当期変動額					
親会社株主に属する 当期純利益			156,079		156,079
自己株式の取得				△104	△104
土地再評価差額金の取崩			△2,046		△2,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	154,033	△104	153,928
当期末残高	1,500,000	503,375	△2,658,134	△7,138	△661,897

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△23,462	△484	4,990,956	149,131	5,116,141	—	4,300,315
当期変動額							
親会社株主に属する 当期純利益							156,079
自己株式の取得							△104
土地再評価差額金の取崩							△2,046
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	15,110	929	2,046	△143,364	△125,277	622	△124,655
当期変動額合計	15,110	929	2,046	△143,364	△125,277	622	29,273
当期末残高	△8,352	445	4,993,002	5,767	4,990,863	622	4,329,588

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,282,570	流動負債	1,068,952
現金及び預金	1,079,584	支払手形	148,423
受取手形	100,455	買掛金	208,695
売掛金	276,398	短期借入金	338,400
たな卸資産	452,395	未払法人税等	20,349
繰延税金資産	58,111	賞与引当金	24,570
その他の	316,735	株主優待引当金	16,338
貸倒引当金	△1,110	その他の	312,175
固定資産	16,370,882	固定負債	13,223,081
有形固定資産	15,917,920	長期借入金	8,807,800
建物及び構築物	6,168,371	リース負債	152,183
土地	9,549,562	繰延税金負債	1,077
リース資産	171,017	再評価に係る繰延税金負債	2,211,637
その他の	28,968	退職給付引当金	243,953
無形固定資産	9,053	資産除去債務	45,699
投資その他の資産	443,908	負債合計	14,292,033
投資有価証券	243,368	(純資産の部)	
関係会社株式・出資金	104,629	株主資本	△624,299
長期貸付金	208,982	資本金	1,500,000
破産更生債権等	90,173	資本剰余金	503,375
その他の	72,887	資本準備金	503,270
貸倒引当金	△276,132	その他資本剰余金	104
資産合計	18,653,452	利益剰余金	△2,620,536
		利益準備金	375,000
		その他利益剰余金	△2,995,536
		繰越利益剰余金	△2,995,536
		自己株式	△7,138
		評価・換算差額等	4,985,095
		その他有価証券評価差額金	△8,352
		繰延ヘッジ損益	445
		土地再評価差額金	4,993,002
		新株予約権	622
		純資産合計	4,361,418
		負債純資産合計	18,653,452

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,705,812
売上原価		2,525,277
売上総利益		1,180,535
販売費及び一般管理費		813,503
営業利益		367,031
営業外収益		
受取利息	1,194	
受取配当金	5,586	
その他	2,594	9,375
営業外費用		
支払利息	123,640	
その他	99,265	222,906
経常利益		153,501
特別利益		
出資金売却益	109,743	109,743
特別損失		
関係会社出資金売却損	81,150	
繰上返済精算金	107,257	188,408
税引前当期純利益		74,836
法人税、住民税及び事業税	42,504	
法人税等調整額	△61,639	△19,135
当期純利益		93,971

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	1,500,000	503,270	104	503,375	375,000	△3,087,462	△2,712,462	△7,033	△716,119
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						93,971	93,971		93,971
自 己 株 式 の 取 得								△104	△104
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						△2,046	△2,046		△2,046
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	91,925	91,925	△104	91,820
当 期 末 残 高	1,500,000	503,270	104	503,375	375,000	△2,995,536	△2,620,536	△7,138	△624,299

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△23,462	△484	4,990,956	4,967,009	—	4,250,889
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益						93,971
自 己 株 式 の 取 得						△104
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩						△2,046
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	15,110	929	2,046	18,086	622	18,708
当 期 変 動 額 合 計	15,110	929	2,046	18,086	622	110,529
当 期 末 残 高	△8,352	445	4,993,002	4,985,095	622	4,361,418

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 中 武	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	長 田 洋 和	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 中 武	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	長 田 洋 和	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第197期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第197期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

ダイトウボウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加久間 雄 二 ㊟

監査等委員 飯 沼 春 樹 ㊟

監査等委員 鏡 高 志 ㊟

監査等委員 奥 村 秀 策 ㊟

(注) 監査等委員飯沼春樹、鏡高志および奥村秀策は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株主総会会場ご案内図

会場

中央区立日本橋公会堂 4階ホール
東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号

日時

平成29年6月27日（火）
午前10時開始（午前9時半開場）



交通

- | | | | |
|-----|--------|---------|-------------|
| 地下鉄 | ● 半蔵門線 | 「水天宮前」駅 | 6番出口から徒歩2分 |
| | ● 日比谷線 | 「人形町」駅 | A2出口から徒歩5分 |
| | ● 東西線 | 「茅場町」駅 | 4a出口から徒歩10分 |
| | ● 浅草線 | 「人形町」駅 | A3出口から徒歩7分 |

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

ダイトウボウ株式会社

